

平成19年(ワ)第1417号 損害賠償請求事件

原告 今枝 仁 外3名

被告 橋下 徹

## 準備書面 1 4

平成20年4月16日

広島地方裁判所 民事第2部 合2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 島 方 時 夫

同 兒 玉 浩 生

### 1 他の弁護士会における懲戒請求に対する判断

原告らが受けたのと同内容・同趣旨の懲戒請求に対して、広島弁護士会以外の弁護士会においてすでに判断がなされているものは、以下のとおりである。いずれも、原告らの共同弁護人について非行はなく、懲戒委員会に事案の審査を求めないとする結論である。

#### (1) 仙台弁護士会

平成19年10月22日付け決定(甲14の3)

#### (2) 東京弁護士会

平成19年11月22日付け決定(甲14の1及び2)

- (3) 大阪弁護士会  
平成19年12月18日付け決定(甲14の4)
- (4) 札幌弁護士会  
平成20年2月21日付け決定(甲14の5)
- (5) 福岡県弁護士会  
平成20年2月28日付け決定(甲14の6)

## 2 広島弁護士会の懲戒請求に対する判断

- (1) 広島弁護士会綱紀委員会において調査されていた原告らに対する懲戒請求について、平成20年2月28日、懲戒委員会に事案の審査を求めないことを相当とする議決がなされ、同年3月18日付けで広島弁護士会は原告らについて懲戒委員会に事案の審査を求めない旨決定した。
- (2) 綱紀委員会の判断の根拠は、議決書記載のとおりであるが、以下のよう  
に整理できる。

原告らは、被告人が被害者(母親)を殺害後強姦したことを「死者を復活させる儀式」と主張した事実は認められるが、その余の懲戒請求書記載の事実(被害者(乳児)を床にたたきつけたことを「ままごと遊び」、被害者(乳児)の首をひもで締めあげたことを「謝罪するつもりのおうちよ結び」などと主張したこと)は認められない(懲戒請求者らの事実誤認である)。

原告らが、上記で認められた主張をしたのは、鑑定意見及び被告人の供述に基づくものであり、懲戒請求者らの「科学的に理解できない主張である」「意図的に裁判を遅延させている」旨の各主張には理由がない。

原告らの弁護活動は、刑事事件における弁護士の職責を果たすために行われたことは証拠によって優に認められる。したがって、原告らの主張を懲戒請求者らが理解することに嫌悪感を覚えたとしてもそれは懲戒

請求者らの好悪の感情にすぎない。また、懲戒請求者らにとって、被害者らを侮辱し死者の尊厳を傷つけるものと受けとめられたとしても、これをもって懲戒事由に該当するとはいえない。

原告足立が最高裁判所の公判期日（平成18年3月15日）に欠席したことについては、公判期日の約2週間前に被告人と接見して受任したが、訴訟記録が整っていなかったこと、弁論を準備することが困難であったことから公判期日を延期したのに対して、裁判所がこれを却下したこと、延期された公判期日までに他の弁護士によるものを含めて被告人に約24回接見し、欠落した訴訟記録を閲覧謄写し、次の公判期日には弁論要旨22頁及び資料（1～32）を提出して弁論を行っていることが認められる。したがって、原告足立は、被告人のために真摯に弁護活動を行っており、前記欠席行為は、専ら最善の弁護活動努力義務を尽くす目的でしたものであり、通常の審理期間を超える程に審理が長期化して訴訟を遅延させたとの事実は認められない。

原告今枝が懲戒請求者に対して求釈明書を送付したこと、原告らが本訴訟を提起したことについても、懲戒事由にはあたらない。

その他、証拠を精査しても、本件刑事事件における原告らの弁護活動について、懲戒事由に該当するものは見だし難い。

- (3) 原告足立、原告新川及び原告井上は、綱紀委員会に対して答弁書を提出している。その要旨は、綱紀委員会による各議決書（甲20別紙）に記載されたとおりである。
- (4) 広島弁護士会による決定の通知は、同年4月1日に原告らに送達された。送達されたのは、送達に添えられた決定通知書（甲21）のとおり、各原告とも約540件以上の決定書及び議決書である。おおむね事件番号の件数分の決定書及び議決書（1事件あたり合計5頁）が送達されてきた（例外的に、多人数が1通の請求書に連署している案件では、まとめて1通の

決定書及び議決書が作成されている。)。議決書の内容は、懲戒請求書に記載された懲戒事由に応じて若干の差異があるが、全ての懲戒請求事由について、非行にあらず懲戒事由に該当しないとしている。

- (5) 原告らは、受領した全ての決定書及び議決書について、少なくとも結論が懲戒不相当となっているか否かを確認する必要を生じた。

### 3 放送倫理・番組向上機構（ＢＰＯ）による判断

- (1) 「『光市事件』報道を検証する会」から、本件被告発言を放送した番組その他のテレビ番組について、平成19年11月27日、放送倫理上の問題点を検証するよう、放送倫理・番組向上機構（ＢＰＯ）に対して請求がなされた。これに対し、ＢＰＯ放送倫理検証委員会は、独自の判断により調査・検証を行い、平成20年4月15日、その意見を提示した(甲23)。

- (2) ＢＰＯは、光市事件弁護団について、集中審理の折々に、通例では考えられないほどの記者会見や背景説明(取材者対象のレクチャー、記者レク)を行い、主張の根拠となる事実を解説していたとしている(甲23・4頁、13頁、32頁)。

また、一連の放送が被告人・弁護団への激しい批判に至った原因には、番組制作者の刑事裁判に関する前提的知識が欠けていたか、あるいは知っているにもかかわらず軽視したという事情があったのではないかとしている(同・10頁)。

- (3) このように、本件被告発言当時、弁護団から積極的な情報開示がなされているにもかかわらず、番組制作者の無理解によって一面的な報道がなされていた。この状況は、弁護士であり、かつ、テレビ出演活動を日常的に行っていた被告にとって、明確に認識しうることであった。

にもかかわらず、単に報道に迎合した発言をするだけならばいざしらず、一歩進んで原告らに対する具体的な加害行為を扇動することは、表現の自由によって保護されるべき論評の域を超えていることが明らかである。被

告の発言が不法行為に当たることに疑いはない。

以上